

石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業に係るもの））

業務方法書

日本LPガス団体協議会

石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業に係るもの））業務方法書

第1章 総則

（通則）

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定める石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業に係るもの））交付要綱（平成25年3月15日付け20130308財資第15号。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、日本LPガス団体協議会（以下「日団協」という。）が行う石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業に係るもの））（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 日団協が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この業務方法書で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

第2章 補助事業

（補助事業及び補助対象経費）

第4条 日団協は、要綱第2条の補助金交付の目的達成にあたり、災害時における人や物資の輸送手段を確保するため、国の補助金の交付を得て、石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業に係るもの））業務方法書細則（以下「業務細則」という。）に定める災害時対応型石油ガス自動車の導入に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）として予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助事業のうち、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分は、別表に掲げるとおりとする。

(補助率及び補助金交付限度額)

第5条 当該補助事業に係る補助率は、補助対象経費の1/2相当とし、補助金交付限度額を1台あたり250,000円とする。

(補助事業の募集等)

第6条 日団協は、当該補助事業の募集及び実施期間等の事項については、業務細則に定める。

(申請者の資格等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては、その役員を含む）の場合は、申請することができない。

- (1) 高圧ガス保安法若しくは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 成年被後見人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第30条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（危険運転致死傷）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 補助事業に関し、次条第1項の補助金交付申請書及び添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載が欠けている者
- (6) 経済産業省から補助金等の交付及び事業の委託の停止処置を受け、その停止期間が経過していない者

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に業務細則に定める書類を添付して、日団協が定める期日までに提出しなければならない。

- 2 申請者は、細則に定める災害時対応型石油ガス自動車を所有・使用する事業者であること。
- 3 前項において、所有者と使用者が異なる場合は、連名で申請するものとする。
- 4 申請者は、第1項の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定等)

第9条 日団協は、前条第1項及び第2項に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が本業務方法書に適合すると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

2 日団協は、前項の通知を行うに当たり、補助金の交付決定額は石油ガス自動車への改造費もしくは同一車種等のガソリン等燃料車との差額に第5条に定める補助率を乗じた額と交付限度額のいずれか低い額とする。

3 第1項の通知を行うに当たり、条件を付することができるものとする。

4 日団協は、前条第4項に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定をするものとする。

5 日団協は、前条第4項のただし書の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行う旨の条件を付して交付の決定をするものとする。

6 日団協は、当該申請が補助金の交付に適当でないと認めるときは、様式第3による補助金交付申請不採択通知書により申請者にその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項に定める様式第2の補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該交付決定通知を受けた日から起算して、7日以内に様式第4による補助金交付申請取下げ書を日団協に提出しなければならない。

第3章 補助事業の実施

(補助事業の開始等)

第11条 補助事業者は、第9条第1項の補助金交付決定通知を受けた後、その交付の決定の内容に基づく補助事業を開始することができる。

2 補助事業者は、当該交付決定通知を受けた日の属する日団協の会計年度の2月28日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、日団協は当該補助事業の遂行上、やむを得ない事由と認めるときはこの限りでない。この場合、日団協が別に定める期間内とする。

(契約等)

第12条 補助事業者は、当該補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の遂行上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を日団協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 日団協が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が日団協に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、日団協は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が日団協に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 日団協は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 日団協は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、日団協が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して日団協が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(計画変更等の承認等)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第5による補助事業計画変更承認申請書を日団協が定める期日までに提出し、その承認を受けなければならない。また、第1号のただし書の軽微な変更にあつては、様式第6による補助事業計画変更届出書を日団協に届け出なければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、業務細則で定める軽微な場合を除く。

(2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 日団協は、前項の計画変更を承認したときは、当該補助事業者に様式第7の補助事業計画変更承認通知書により通知するものとする。この場合において、日団協は必要に応じ交付決定の内容を変更又は条件を付することができるものとし、経費が増減した場合における交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は行わないものとする。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、日団協の要請があった場合には、速やかに様式第8による補助事業状況報告書を日団協に提出しなければならない。

(遅延等の承認等)

第16条 補助事業者は、補助事業が第11条第2項に定める期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第9による補助事業遅延等承認申請書を日団協が定める期日までに提出し、その承認を受けなければならない。

2 日団協は、前項の遅延等を承認をしたときは、必要に応じ、条件を付した上、様式第10による補助事業遅延等承認通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内又は完了の日の属する日団協の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに様式第11の補助事業実績報告書に業務細則に定める書類を添付して、日団協に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18条 日団協は、前条第1項の補助事業実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容（第14条第1項の規定に基づく変更承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して様式第12による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に第5条に定める補助率を乗じた額と、第9条第2項の交付決定された補助金交付額（第14条第1項の規定に基づく変更承認した場合は、その承認された額とする。）とのいずれか低い額を交付すべき補助金の額の確定とする。

3 日団協は、前条第2項の規定による実績報告がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額するものとする。

(補助金の支払)

第19条 日団協は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該補助事業に係る補助金について、大臣に対して概算・精算払い請求を行い、概算・精算払額を受領した後は遅滞なく、補助事業者に補助金を支払うものとする。

2 前項の日団協が行う大臣に対する概算・精算払請求は、原則として日団協の会計年度内において行うものとする。ただし、補助事業者の補助事業が遅延した場合は、この限りではない

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに日団協に提出しなければならない。

2 日団協は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して補助事業者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は前項の補助金の返還を請求されたときは、請求された日から20日以内に納付しなければならない。期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を日団協に納付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 日団協は、第14条第1項の計画変更等の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法等法令、業務方法書及び業務細則の規定又は日団協の指示に違反したとき

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 補助事業者が補助事業を中止したとき

(4) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき

(5) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

(6) 補助事業者が補助事業を実施中に第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき

2 日団協は、前項の規定による補助金の交付の取消し又は変更をしたときは、補助事業者に速やかに様式第14による補助金交付決定取消通知書又は様式第15による補助金交付決定内容又は条件の変更通知書によりその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定は、第18条第1項に規定する補助金の額の確定後についても、適用するものとする。

(補助金の返還)

第22条 日団協は、第21条第1項に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にあって、既に補助金を交付しているときは、様式第16による補助金返還請求書により当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金の返還の請求を受けた場合は、返還の期限までに返還しなければならない。

3 日団協は、第1項の返還を命ずる場合には、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて請求するものとする。

(取得財産等の管理等)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の

交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第17による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第24条 補助事業者は、取得財産等は、一定期間その処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること等をいう。)を行ってはならない。ただし、第3項により日団協から承認を得て行う処分については、この限りではない。

- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第18に定める財産処分承認申請書を日団協に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の承認後、取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、速やかに日団協に報告しなければならない。
- 5 日団協は、前項の場合には期限を付してその収入の全部又は一部の納付を補助事業者に対して請求するものとする。ただし、納付を請求することができる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。
- 6 前項の場合においては、第5条の規定を準用する。

第4章 雑則

(区分経理)

第25条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区別し、補助事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(日団協による調査)

第26条 日団協は、補助事業の交付業務の適正な運営を図るために、必要な範囲内において補助事業者に対し、所要の調査を行うことができるものとする。

- 2 前項の調査を行うに当たって、日団協の職員又は日団協が指定する者に行わせることができる。
- 3 補助事業者は、日団協が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
- 4 第1項に規定する調査等は第19条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(補則)

第26条 当該補助事業の業務の運営に関するその他必要な事項は、日団協が別に定める。

(その他必要な事項)

第27条 当該補助事業の交付業務に関するその他必要な事項は、日団協が別に定める。

(附 則)

この業務方法書は、大臣の承認を受けた日(平成25年3月22日)から施行する。

別表

業務方法書第4条第2項に定める補助対象経費の内容は下表のとおりとする

内 容
災害時対応型石油ガス自動車の導入費で、消費税及び地方消費税は、対象外とする。 1. メーカー仕様車 同一車種等の既存燃料車の価格との差額 2. 改造車 原動機の燃料を「液化石油ガス」に改造する際に要する費用

(注) 項目の詳細は別途業務細則に定めるものとする。